

カーシェア等ZEV化促進事業実施要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都民の多様な車両利用ニーズに対応可能な<u>ゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）</u>の普及を促進するために行う「カーシェア等ZEV化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 本事業の概要</p> <p>都は、ZEVを導入する事業者に対し、当該<u>ZEVの車両の購入に要する経費の一部を助成する。</u></p> <p>第3 用語</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1～5（現行のとおり）</p> <p>6 カーシェアリング事業</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第<u>1</u>項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業</p> <p>7（現行のとおり）</p> <p>8 <u>リース契約</u></p> <p><u>ZEVの貸主が、当該ZEVの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該ZEVを使用収益する権利を与え、借主は、当該ZEVの使用料を貸主に支払う契約</u></p> <p>9 <u>リース事業者</u></p> <p><u>リース契約に基づき、ZEVを借主に貸し渡すことを業とする者</u></p> <p>第4 本事業の内容</p> <p>1 ZEVの購入に係る経費の助成</p> <p>都は、次のとおりZEVの購入に要する経</p>	<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都民の多様な車両利用ニーズに対応可能なZEVの普及を促進するために行う「カーシェア等ZEV化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 本事業の概要</p> <p>都は、ZEVを導入する事業者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。</p> <p>第3 用語</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 カーシェアリング事業</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第<u>2</u>項の<u>規定による</u>許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業</p> <p>7（略）</p> <p>第4 本事業の内容</p> <p>1 ZEVの購入に係る経費の助成</p> <p>都は、次のとおりZEVの購入に要する経</p>

<p>費の助成を行う。</p> <p>(1) 助成対象者</p> <p>本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>次のア又はイに該当し、本助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）を購入した者とする。</u></p> <p><u>ア 東京都内に事務所又は事業所を有し、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者</u></p> <p><u>イ リース事業者であって、アに該当する者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した者</u></p> <p>(2) 助成対象車両の要件</p> <p>助成対象車両は、次の要件を全て満たすものとする。</p> <p><u>ア ZEVであること。</u></p> <p><u>イ 令和3年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。</u></p> <p><u>ウ 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。</u></p> <p><u>エ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。</u></p> <p><u>オ カーシェアリング事業又はレンタカー事業における事業用車両であり、同車格の内燃機関車の料金以下の料金を貸し渡す車両であること。</u></p> <p>(3)及び(4)（現行のとおり）</p> <p>2 助成対象者による報告等</p> <p>(1) 助成対象者による報告</p> <p>助成対象者は、助成対象車両の運用実</p>	<p>費の助成を行う。</p> <p>(1) 助成対象者</p> <p>本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>東京都内に事務所又は事業所を有する、カーシェアリング事業を営む者及びレンタカー事業を営む者とする。</u></p> <p>(2) 助成対象車両の要件</p> <p><u>本助成金の交付対象となる車両は、次の要件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>ア 令和3年4月1日から令和5年2月24日までの間に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。</u></p> <p><u>イ 初度登録された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。</u></p> <p><u>ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。</u></p> <p><u>エ カーシェアリング事業及びレンタカー事業における事業用車両であり、同車格の内燃機関車の料金以下の料金を貸し渡す車両であること。</u></p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>2 助成対象者による報告等</p> <p>(1) 助成対象者による報告</p> <p>助成対象者は、<u>カーシェアリング事業</u></p>
--	---

<p>績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。</p> <p><u>なお、助成対象者がリース事業者の場合にあつては、助成対象車両を使用するカーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者が都に当該報告を行うものとする。</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第5～第7 (現行のとおり)</p> <p>附 則 <u>(令和3年3月31日付2環地次第669号)</u></p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>(令和4年4月12日付4環地次第18号)</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月12日から施行する。</u></p>	<p><u>及びレンタカー事業において購入した助成対象車両の運用実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>
--	--